

令和 8 年度 海外ビジネス支援補助金 【公募要領】

○事業実施期間

交付決定日から令和 9 年 3 月 1 0 日まで

○公募方法

	事業実施時期	募集時期
第 I 期	令和 8 年 4 月から令和 9 年 2 月まで	令和 8 年 3 月から所定の予算に達するまで随時募集
第 II 期	令和 8 年 1 2 月から令和 9 年 2 月まで	令和 8 年 1 1 月から所定の予算に達するまで随時募集

○お問い合わせ・申請書類提出先

公益財団法人鳥取県産業振興機構

とっとり国際ビジネスセンター（担当）片寄

住 所： 〒684-0046 鳥取県境港市竹内団地 2 5 5 番地 3

電 話： 0859-30-3161 / ファクシミリ： 0859-30-3162

E-mail： kaigai@toriton.or.jp

目次

1. 目的	2
2. 補助金の内容	2
3. 補助対象経費の詳細	3
4. 事業実施期間	6
5. 公募方法	6
6. 申請方法	6
7. 注意事項	7
8. 交付の決定	8
9. 申請から補助金交付までの流れ	9
10. 補助事業の実施	10
11. 補助金の交付決定の取り消し	11

この公募要領は、公益財団法人鳥取県産業振興機構ととり国際ビジネスセンター（以下、「センター」という。）が行う海外ビジネス支援補助金（以下、「補助金」という。）の公募について、必要な事項を記載しています。補助金を利用される方は、この公募要領を十分にお読みいただき、補助金の事務手続きについて間違いのないようにしてください。

1. 目的

本補助金は、海外需要獲得に向かう取組及び海外との経済交流に積極的に取り組む県内事業者に対し、「海外見本市物産展出展事業」「海外バイヤー等招へい事業」「外国語資料翻訳事業」「海外プロモーション動画作成事業」の各事業に要する経費の一部を補助することにより、本県企業と海外との経済交流を促進することを目的としています。

2. 補助金の内容

補助金の内容は、以下のとおりとします。

県内事業者	県内に本社、主たる事業所を有する中小企業者等 (中小企業者は「中小企業等経営強化法」(平成11年法律第18号)第2条第1項に準ずる。)
補助対象事業	補助対象事業者が行う以下の事業 (1) 海外商談会见本市物産展出展事業 (2) 海外バイヤー等招へい事業 (3) 外国語資料翻訳事業 (4) 海外プロモーション動画作成事業 詳細は、別表1のとおり。ただし、鳥取県補助事業「『食パラダイス鳥取県』輸出促進活動支援事業費補助金」に該当する事業は補助対象としません。
補助対象事業者	本補助対象事業を実施する企業
補助事業者	本補助金の交付決定を受けた補助対象事業者
補助対象経費	「別表2」に規定。経費に係る消費税及び地方消費税は対象外です。
補助率	1/2以内(千円未満切捨て) 県内の空港・港湾を発着する国際路線を利用する場合は、補助対象経費のうち旅費の補助率を2/3とします。
補助上限額	補助対象事業(1)~(3)に係る経費：50万円 ※(1)の事業のうち展示会等の出展において、小間料、標準備品、広告料などを含む標準的な出展料(オプションの料金を除く)を50万円以上負担した場合は、補助限度額を100万円とする。 補助対象事業(4)に係る経費：20万円 補助対象経費が10万円以上であることが必要です。

別表1 補助対象事業等

補助対象事業名	補助対象事業の内容
(1) 海外商談会见本市物産 展出展事業	海外で開催される商談会、見本市、物産展に参加し、商品の販路開拓を行うもの。または販路拡大または輸入促進を目的に、海外で個別に商談を行うもの（いずれも、インターネットを利用し非対面で実施するものを含む）。
(2) 海外バイヤー等招へい 事業	海外販路開拓等を目的とした商談を行うため、海外バイヤー等の招へいを行うもの。
(3) 外国語資料翻訳事業	海外展開を目的とし、文書等を外国語に翻訳または外国語を日本語に翻訳するもの。
(4) 海外プロモーション動 画作成事業	海外展開を目的とした外国語字幕またはナレーション等のついた動画を作成するもの。

3. 補助対象経費の詳細

(1) 補助対象経費

別表2 補助対象経費

補助対象事業名	補助対象経費	費用の内容
(1) 海外商談会见本 市物産展出展事 業	展示品等輸送 経費（注1）	展示品等の輸送に要する経費（海外輸送費、保険料、通関費用、各種検査料、証明書発行手数料、国内輸送費）
	海外の見本市・ 商談会・物産展 出展経費	海外での展示会・商談会・物産展開催事業に係る会場使用料、会場装飾費、補助員費（注2）、インターネットを利用し非対面で実施する商談会等に係る参加費
	商品の輸出入 に伴い法制度 上必要な検査 料、衛生証明書 等取得経費（注 3）	衛生証明書・製品成分分析証明書・放射線量測定証明書等各種証明書取得にかかる検査料、及び手数料等
	外部専門家に 対する謝金及 び旅費（注4）	事業遂行に必要と認められる外部専門家に対する謝金及び旅費

	外国語版資料作成、翻訳経費（注5）	外国語版資料作成・印刷費、資料翻訳経費、外国語表記による自社ホームページ翻訳料（サイト構築にかかる経費は対象外）
	事業に必要な旅費（注6、7）	事業実施に必要な宿泊費及び交通費（原則2名を上限とする）
	通訳経費	事業に必要な通訳料（1名分に限る）
	仕様変更経費	商品（部品、完成品を問わない）を海外仕様或いは日本国内仕様に変更するため新たに必要となる材料・部材購入費（注8）、外部委託費、試験・検査費、サンプル輸出入経費（注9）
(2) 海外バイヤー等招へい事業	使用料	事業実施に必要な会議室やレンタカーの使用料等
	外国語版資料作成、翻訳経費（注5）	外国語版資料作成・印刷費、資料翻訳経費、外国語表記による自社ホームページ翻訳料（サイト構築にかかる経費は対象外）
	事業に必要な旅費（注6、7）	事業実施に必要な宿泊費及び交通費（原則2名を上限とする）
	通訳経費	事業に必要な通訳料（1名分に限る）
	仕様変更経費	商品（部品、完成品を問わない）を海外仕様或いは日本国内仕様に変更するため新たに必要となる材料・部材購入費（注8）、外部委託費、試験・検査費、サンプル輸出入経費（注9）
(3) 外国語資料翻訳事業	資料翻訳経費	外国語表記による自社ホームページ翻訳料（サイト構築にかかる経費は対象外）、チラシ作成費用、契約書等作成費用、海外取引先及び各関係機関等から提供された文書の翻訳費用
(4) 海外プロモーション動画作成事業	海外プロモーション動画作成経費	海外プロモーション動画を作成するために必要な委託費（注10）、賃借料、通信運搬費、消耗品費（注11）、動画翻訳経費

（注1）商品の販売を主目的とした物産展に出展する場合は、展示品等輸送経費を補助対象外とする。

（注2）補助員にかかる費用は原則1名を上限とする。

（注3）各種認証関係書類作成費用については、商品の輸出入にかかる法制度

上必要な検査、証明に要するものを対象とし、工場や生産環境に対する検査、認定費用については補助対象外とする。

- (注4) 外部専門家に対し謝金を支払う場合は、外部専門家を招へいたこと
によって得た内容、成果について報告するものとする。また、外部専門
家の飲食代については補助対象外とする。
- (注5) 資料は、事業実施に必要なチラシ、パンフレット、ポスターのみで、
補助対象事業に必要な最低限の部数とし、配布先等使用状況を取りま
とめることとする。
- (注6) 移動に利用する航空機や船舶の運賃については、実際の利用にかかわ
らずエコノミークラス相当料金を上限とし、事前購入割引や往復割引
等の割引制度を適用して購入した場合は、当該購入額を上限とする。
国内移動に利用するバスや鉄道運賃については指定料金を上限とし、
スーパーシートやグリーン車等の特別に付加された料金及びタクシー
代、ガソリン代は対象外とする。旅券取得費用、海外保険費用は対象
外とする。
- (注7) 国内宿泊費の上限額は原則、2万円/泊(1名)、海外宿泊費の上限
額は原則、3万円/泊(1名)とする。ただし、指定都市(シンガポ
ール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、
ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェ
ート、リヤド及びアビジャン)に宿泊する場合の上限は、4万円/泊(1
名)とする。
- (注8) サンプル作成に必要な経費のみを補助対象とし、補助対象となる経費
の上限は、5万円とする。事業化・量産化に資するものは補助対象外
とし、作成したサンプルを事業実施後に販売することは認めない。
- (注9) 貨物輸送に係る費用(海上・航空輸送費及び保険料、通関費用、国内
輸送費)などに限り、サンプル本体の購入経費は含まない。
- (注10) 委託費については、県内事業者へ発注したものに限る。ただし、や
むを得ない事情で県内事業者への委託が困難と機構が認めた場合に
ついては、この限りでない。
- (注11) 海外プロモーション動画を作成するために必要な消耗品で次のい
ずれにも該当するものに限る。
- ① 購入金額が10万円未満のもの
 - ② 補助対象となる事業期間内に使用し消耗するもの

(2) 補足事項

補助対象経費は、以下のものを対象とします。

- ・原則、海外ビジネス支援補助金交付要領(以下「交付要領」という。)第10条に
規定する実績報告書(様式11-1)の提出までに支払いが完了している経費に限
ります。
- ・原則として証憑書類によって金額等が確認できるもののみとします。
- ・補助対象経費は、原則、銀行振込(海外送金)など第三者を通じて支払いが確認でき
る方法によって支払われたものに限ります。
- ・消費税及び地方消費税を除きます。

4. 事業実施期間

交付決定日から令和9年3月10日まで

5. 公募方法

	事業実施時期	募集時期
第Ⅰ期	令和8年4月から令和9年2月まで	令和8年3月から所定の予算に達するまで随時募集
第Ⅱ期	令和8年12月から令和9年2月まで	令和8年11月から所定の予算に達するまで随時募集

6. 申請方法

本補助金に申請しようとする場合は、交付要領第6条（補助金交付申請書の提出）に定める以下の提出書類を当センターへ提出してください。

なお、補助対象事業(1) 海外商談会見本市物産展出展事業の申請者は、展示会等の出展に関する料金、もしくは渡航に関する航空代金、宿泊料金などが支払い済であることを確認できる書類を添付してください。

【提出書類】

- (1) 補助金申請書（様式1）
- (2) 補助金事業計画書（様式2）
- (3) 補助対象経費見積書（様式3）
- (4) 暴力団排除誓約書（様式4）
- (5) 会社案内等事業内容の確認ができる資料（パンフレット等でも可）
- (6) 補助対象経費の積算根拠資料（見積書、公開されている価格表、製品カタログ等）
- (7) 「仕様変更支援事業（輸出）」に申請する場合、相手方との商談が成約となる可能性があることが分かる書類（発注書や覚書、見積書等）。

【提出先】

公益財団法人鳥取県産業振興機構

とっとり国際ビジネスセンター（担当）片寄

住 所：〒684-0046 鳥取県境港市竹内団地255番地3

電 話：0859-30-3161 FAX：0859-30-3162

E-mail：kaigai@toriton.or.jp

<補足事項>

- ※ 複数の事業について、同時に申請することや、複数回にわたって申請することが可能です。ただし、1企業に対する同一年度の補助金の交付額は、補助対象事業(1)～(3)に係る経費は50万円((1)の事業のうち展示会等の出展において、小間料、標準備品、広告料などを含む標準的な出展料(オプションの料金を除く)を50万円以上負担した場合は、100万円)です。それに加えて、補助対象事業(4)を行った場合は、その経費分として補助上限額が20万円上乗せされます。
- ※ 以下のとおり、各事業に、通算で利用できる回数を設けています。この回数を超える本補助金の利用はできません。

補助対象事業名	利用できる回数
(1) 海外商談会见本市物産展出展事業	同一国・地域(台湾、香港、マカオなど以下同じ)に対して3回まで。 ただし、海外渡航を伴う場合は同一国・地域に対する1渡航を1回として扱う。
(2) 海外バイヤー等招へい事業	同一国・地域に対して3回まで。
(3) 外国語資料翻訳事業	同一国・地域に対して1回まで。
(4) 海外プロモーション動画作成事業	同一言語に対し1回まで。

- ※ 県及び他の団体から、同一の取り組みに対して別表2に示す補助対象経費の交付を受けている場合は新規に申請できません。また、交付を受ける予定がある場合は、その見込みを報告することで、新規に申請することが可能です。
- ※ 提出いただいた書類は、本審査以外には使用しません。また、返却できませんので、あらかじめご了承ください。

7. 注意事項

(1) 応募にあたっての注意事項

- ア) 本補助金は、海外における新たな販路の開拓等を支援するものであり、通常の営業活動及び生産活動に係る経費は、補助対象外です。
- イ) 補助金は精算払(後払い)となりますので、金額、支払時期、調達先等は、自社の体力に合った予算支出計画を行ってください。
- ウ) 補助金については、契約から支払いまでを厳密に管理することが求められます。すべての対象経費について、金額の決定根拠から支出に関する詳細を積算し、かつ証拠書類を残していただくことが必要です。
- エ) 交付決定前又は補助対象事業期間終了後に発注・支払等した経費は、原則補助対象外です(航空券代、展示会出展料等一部の経費を除く)。特に、(1) 海外商談会见本市物産展出展事業を申請する場合は、展示会等の出展に関する料金、もしくは渡航に関する航空代金、宿泊料金などが支払い後に申請をしてください。
- オ) 補助対象経費は、原則、銀行振込(海外送金を含む)やクレジットカードなど第三者を通じて支払われたものに限りません。
- カ) 事業計画にあたっては、交付決定以降について記載してください。

(2) 事業計画作成における注意事項

- ア) 事業内容を具体的に記入してください。
 - ・どのような戦略で海外販路開拓を進めるのか（狙いとする市場や協力企業等）
 - ・事業のスケジュールや商談候補企業について
 - ・どのような効果が見込まれるか 等
- イ) 内容を第三者にも理解しやすく記載してください。
 - ・図表を用いる
 - ・専門用語の解説を付する 等
- ウ) 本事業に提案した内容を県及び他の団体による別の補助金（これに相当する給付金等）に申請する予定がある場合又は申請している場合は、その旨を報告してください。
- エ) 交付決定後に、事業計画の内容を変更する場合に、事前に承認が必要になることもあります。事業計画の作成に当たっては、内容を十分に検討し、変更の必要のない確度の高い計画を作成してください。

(3) 申請書の受理

- ア) 提出されました申請書は、事業計画書や経費の積算、添付書類などに誤りがないかを確認をします。その際に、申請内容への追記や修正、添付書類の追加をお願いする場合があります。そのため、申請書の提出には、準備ができ次第、時間的な余裕をもってご提出ください。
- イ) 申請書の内容が、交付要領に則して適正なものと確認をした場合は、申請書に文書受付印を押印して、文書の受理をします。押印した申請書一式の写しを申請者に送付しますので、内容を確認するとともに、大切に保管をしてください。

8. 交付の決定

(1) 採択（交付決定）通知

受領した申請書は、所定の手続きを経て、申請のあった額の範囲内で採択（交付決定）をし、申請者に対して書面で通知をします。

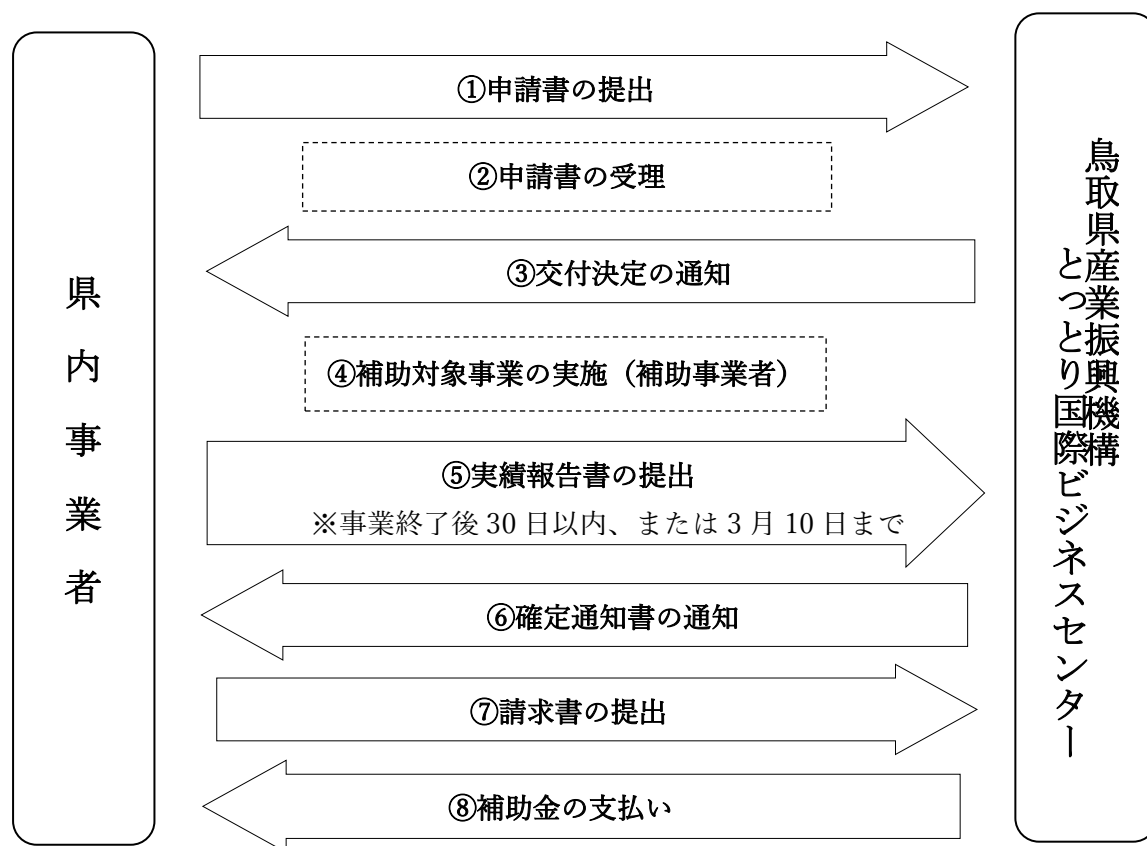
(2) 公表

採択された事業者については、事業主体名を公表することがあります。

9. 申請から補助金交付までの流れ

目	実施者	時 期	内 容
① 申請書の提出	補助事業者	随時	当センターへ申請書を提出 (当センターで内容確認)
② 申請書の受理	当センター	申請書の内容確認後	当センターで申請書に文書受付印を押印。
③ 交付決定の通知	当センター	所定の手続き終了後	申請者へ書面により交付決定を通知 (事業の着手)
④ 補助対象事業の実施	補助事業者	事業計画書に記載した期間	補助対象事業の実施
⑤ 実績報告書の提出	補助事業者	事業終了から 30 日以内、 または 3 月 10 日まで	当センターに実績報告書提出 (当センターで内容確認)
⑥ 確定通知書の通知	当センター	実績報告書の内容確認後	補助金の額の確定後、補助事業者へ確定通知書を通知
⑦ 請求書の提出	補助事業者	確定通知書の受領後	当センターへ確定通知書を基に請求書を提出
⑧ 補助金の支払い	当センター	請求書の受領後	請求書の口座へ振込にて補助金を支払い

申請から補助金交付までの流れ



10. 補助事業の実施

(1) 実績報告書の提出

補助対象事業が終了後、その終了した日から30日以内、または交付決定年度の3月10日までに「実績報告書」(様式11-1)に次の書類を添付し、当センターに提出してください。

- ① 補助対象経費精算書(様式11-2)
- ② 証憑書類の複写
- ③ 事業を実施したこと及び作成した販売促進ツール・サンプル等の概要が分かるもの

なお、補助事業の終了日は、原則、補助事業に要する経費の最終支払日です。しかしながら、その経費の最終支払日を過ぎても、商談や協議などで事業の目的を達成するための取り組みが継続する場合には、交付決定年度の3月10日までの日で、適宜、事業終了とする日を設定してください。

(2) 計画変更の承認

実施中の補助対象事業において、① 事業の基本部分に関わる変更、② その他、事業内容に重大な影響を及ぼす変更を行う場合には、当センターへ連絡してください。変更内容により、事前に「変更承認申請書」(様式6-1)と「補助対象経費変更見積書(様式6-2)」の提出を求め、承認を受けることを求める場合があります。補助事業の内容の変更により、承認を受けている交付決定額も、変更になる場合もありますが、その場合でも、当初の申請で決定した交付決定額を上回る金額変更は認められません。

(3) 計画中止の承認

補助対象事業を中止する場合は、事前に「海外ビジネス支援補助金事業中止承認申請書」(様式8)を当センターに提出し、その承認を受けてください。

(4) 補助金に係る証憑の保存

補助事業者は、申請書及び証憑書類を整理し、証憑書類を補助対象事業の終了日の属する事業年度の終了後、5年間保存してください。

(5) 補助対象事業後の実績調査

補助事業者は、当センターが行う本事業に係る必要な調査に対し、特別な事情がない限り協力してください。

1 1. 交付決定の取り消し

次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金交付決定を取り消します。
また、すでに補助金が交付されているときは、補助金額を返還していただきます。

- (1) 補助金交付申請書に虚偽があった場合
- (2) 補助金を目的外の用途に使用したと認められる場合
- (3) 県及び他の団体から別表2に示す補助対象経費の交付を受けている場合
- (4) その他、交付要領に定める条項に反した場合
- (5) 補助対象事業の完了後、補助対象経費の合計額が10万円を下回った場合